

# 一般社団法人

# www.kanagawa-mankan.or.jp

# 神奈川県マンション管理士会会報

第45号(2010年3月号)

事務局

TEL: FAX 045-662-5471

e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp

新会長ご挨拶

一般社団法人 神奈川県マンション管理士会

会長 江 藤 忠 德

私は、先般実施された「会長候補者予備選挙」を経て、2月27日開催の第2回社員総会において皆様から会長候補者として選任され、その後開催された理事会で代表理事として機関選任された江藤忠德でございます。

この度会長に就任させて頂くにあたり、今後の士会運営について一言、私の基本的な所信を申し述べさせて頂きたいと存じます。

それに先立ち、まず昨年度の士会運営につきましては、法人化初年度として、全役員及び会員が一致団結して活動を進め、法人としての組織的運営を行う基盤の確立を図りましたが、期中において予想もしない極めて大きな障害に遭遇し、結果としてはその障害をクリアすることが叶わず、士会及び会員に対する社会的な信頼の失墜を招くなどに至ったことなど、極めて遺憾な出来事が生じた一年となりました。この事態について、私は理事会役員の一員としてその責任の重さを痛感、深く自省するとともに職務を一旦自発的に辞任させて頂きましたが、私の力の至らなさにこの場を借りて改めて会員の皆様にお詫び申し上げる次第でございます。

さて、法人化第二期の当年度は、士会に対する社会的な「信頼の回復」に向けた全員一致の活動の推進こそ士会にとり緊急且つ重要な課題だと存じます。しかし、残念ながら「信頼の回復」に特効薬はないと存じます。目先の事象に囚われることなく、「定款第3条に定めた本会の目的」の成就に向けて着々と駒を進めて参ることが「信頼回復」に通じる唯一の道かと存じる次第であります。

換言すれば「資質の高いマンション管理士」がお互いに切磋琢磨する法人の育成ではないでしょうか。昨年度のあまりにも苦い経験を踏まえ、今後は互いに批判や中傷を繰り返して士会を二分するのではなく、互いに協和協調の精神のもと、役員及び会員が一丸となり、「信頼の回復」に向けた地道な努力をすることが肝要だと存じます。

これ等の観点に立ち、当年度の士会の運営にあたり、私は特に次の事項に留意しながら、皆様と共に士会の運営を進めて参りたいと存じますので、ご理解並びにご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

#### 一 「法令・定款等の遵守」(コンプライアンス)に基づく士会運営の推進

法令や定款等を遵守した士会の運営は、法人の組織的運営にとり基本中の基本であることは論をまたないと存じます。定款に基づく諸規程等の整備は、まだ不備な点も多々あり、今後更なる検討や整備を進める必要があります。しかし規程等も逐次整いつつあり、これら規程等を遵守した士会運営は当然のことであることに加え、これ等法令や規程等が意図する「法人に対する倫理的・社会的要請等」も十分汲み上げ、留意しつつ士会の運営を進めることが大切だと存じます。

#### 二 有機的組織体として「統一性」を持った士会運営の推進

法人は、その法律的な定義は別として、「単なる個体の集合体」ではなく、「集まった個体が一つの有機的組織を構成」し、その「集合体の目的を達成するため活動しているもの」だと存じます。その有機的組織体がいかなる内容であるのか、その答えは「定款」に定めているとおりだと存じます。

その定款や社員総会の決議などに基づいて、有機的組織体の「舵取り」の最も重要な役を担うのが「理事会」だと存じます。「理事会」がその全機能を遺憾なく発揮されることが士会の運営にとり最も重要だと存じます。士会運営の重要事項全般については、「理事会」において常に活発な議論を重ね、「舵取り」の方向を明確にしなければならないと存じます。

また、理事会の傘下には、現時点では「6つの常任委員会」が設置されております。各委員会は相互に密接な連携のもと、定められた委員会の役割を果たされることが極めて重要であります。同時に、日常の士会事務を遂行する「事務局」も重要な役割を担っており、その職責を十分果たされることは士会の運営に大いに貢献することになると存じます。 更に、現時点では県内に「5つの支部」が設けられていますが、各支部は理事会の方針に則り、地域の特性を十分生かしながら自主的かつ積極的な地域活動を推進することがこれまた大変重要なことであります。 これ等士会の全体組織の運営や活動については、まず会員各位の十分なご認識をお願い申し上げ、また活動にあたっては各組織体が相互に連携しながら、或いは会員各位が士会の一員としての各々の役割を十分果たすことにより、有機的組織体が統一性を保った立派な法人としての機能を備えることができ、かつ目的に向けた活動を円滑に推進できることと存じます。

#### 三 研修制度の総合的な構築の推進

高いレベルの識能と倫理観を持つマンション管理士集団を目指して、CPD制度やマンション管理士専門分野研修への特化の検討、更に会員向け業務紹介・業務受託者の選任等関連制度を含み総合的なマンション管理士研修制度の確立を目指した検討を進め、今後皆様に諮りたいと存じます。

また、この際、士会としての研修の対象は、職業倫理観等に加え、マンション管理士としての専門領域において、基本的或いはアカデミックな研修内容や社会の要請に応ずることができる研修事項をその範囲とすることなども検討を進め、今後皆様に諮りたいと存じます。

#### 四 情報の適正な選択や管理等、及び適正な広報活動の推進

理事会等や会員各位における諸般の事案に関する公正な審議及び判断や行動等のためには、事実に基づく公正かつ十分な情報の提供が求められることはいうまでもありません。従来の事例から見ますと、提供される時々の情報は必ずしも正しいとは限らないと見受けております。

事実に基づく適正な情報収集及びその検討や選択等を経て、客観的で公正な評価が得られる情報の提供や管理が大変重要であり、或いは現場での厳格な事実確認や検討等を講じて、事実の把握について誤りのない情報の取得や管理が大変重要であります。

提供された情報等については常にその正否に留意する必要があると存じます。提供する情報に誤りがあれは、それに基づく審議、判断や決定等は当然ながら妥当性を失う結果となる懸念があります。

広報活動にあたっても、情報の提供や管理と同様、会員や関係者等に有益な情報であり、公正で真実である情報を開示しなければならないと存じます。士会の静的動的な活動状況について、その真実の姿を会員及び士会の外部関係者等に適切に知らしめる努力を行うことに傾注しなければならないと存じます。

また、この広報活動は形式的な実施に満足することなく、全役員及び会員が一丸となり、あらゆる機会をとらえて活動を推進することが重要だと存じます。

#### 五 内部監査体制の確立の推進

最近内部監査の重要性について営利組織・非営利組織を問わず、強調されているところであります。法人のガバナンス強化を背景に、一般社団法人においても、その体制整備が法的に義務付けられえいるところあります。法人の業務活動に関わる内部監査の重要性や意義等について、共通の認識に立脚して監査体制の確立に努めなければならないと存じます。

内部監査は、監事のみの専任事項として留めるのみでなく、理事会自体あるいは会員各位がその機能を常に果たし、適正な法人活動の保全を図る必要があると存じます。

以上、長くなりましたが、会長に就任させて頂くにあたり、私の基本的な所信を述べさせて頂きました。

一言で申すとすれば、「士会及び会員に対する内外の信頼回復」のためには、「全員が一致団結して士会の内部的な 充実」を図ることがまず第一番に大切なことだと存じます。

これからは、「会員が互いに批判や中傷しあう」ことに終始するのではなく、「小異を捨てて大同に就き」、士会設立や士会入会時の初心に立ち返り、士会及び会員の隆盛に向けて一緒に頑張ろうではありませんか。あせらずに、一歩々々目標に向かって着実に邁進して行こうではありませんか。

なお、神奈川県士会のみならず、マンション管理士に対する信頼度も十分でない状況にあります。平成20年度国土交通省のマンション総合調査によれば、マンション管理組合の専門家としての利用の主体は建築士・弁護士であります。マンション管理士が主役を演じる環境整備に力を注ぎたいと思います。

今後の士会の運営にあたり、会員各位のご協力を心からお願い申し上げつつ、会長就任のご挨拶とさせて頂きたく存じます。 今後とも、ご支援ご鞭撻を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

# 第2回定期総会報告

# 一般社団法人神奈川県マンション管理士会

# 第2回定期総会が開催されました



会員の皆様にはご案内いたしました通り、去る 2 月 27 日午後 5 時より、かながわ県民センター301号室において、神奈川県マンション管理士会第 2 回定期総会が開催されました。

会議は、総務委員長割田氏の司会で始まり、総会次第に従い、会長代行 佐々氏の挨拶より始まり、まず議長団の選出を行い、(議長)奥田康雄氏(副議長) 平野節子氏 (書記) 横山修三氏 松本浩明氏 が選任されました。

次に、総会成立確認について、副議長より会員総数 (H22:2:12)118 名に対して、出席者 33 名 議決権行使者 36 名 計 69 名と総会成立要件を満たしている旨報告がありました。

続いて議事に入り、予定議案の審議を行いました。

第1号議案 平成21年度事業報告に関する件

第2号議案 平成21年度収支決算報告及び監査報告に関する件

第3号議案 平成22年度事業計画に関する件 第4号議案 平成22年度収支予算に関する件 第5号議案 平成22年度役員選任に関する件

#### 第1号議案 平成21年度事業報告に関する件

佐々会長代行より、1 年間の士会全般と理事会活動経過、各委員会、各支部の活動状況報告がありました。日管連関連の活動報告の中で、受託業務のモデル事業に関連した不祥事について触れ、当事者の退会、会長・副会長の辞任、日管連理事の辞任、マン管協との提携の解消、などの自浄措置により収拾を図り、会員の職業倫理意識の向上を支えとして、新たに出発をしたいとの説明がありました。

# 第2号議案 平成21年度収支決算報告及び監査報告に関する件

米久保理事より、財務諸表に基づき 21 年度収支報告並びに年度末の資産状況についての説明があり、続いて田中、小林両監事より、業務監査・会計監査の報告があり、いづれも適法に処理されている旨の報告がありました。然し、両監事ともこのたびの不祥事の発生について手厳し意見をのべられ、理事会が原点に立ち返り、小異を捨て大同に就き、責任をもって会員を指導するように求められています。

#### 第3号議案 平成22年度事業計画に関する件

佐々会長代行より本年度の事業計画に関する説明がありました。 基本方針、本年を職業倫理元年と位置づけ、主要課題として次を挙げられました。

- 1. 法人化を起点に事業拡大による財務基盤の強化
- 2. サポートセンター事業の受託体制強化
- 3. 神奈川県マンション支援事業の受託
- 4. セミナー・研修会の充実
- 5. 支部活動の活性化
- 6. CPD制度の確立

以上に従い、各グループごとの事業計画についての説明がありました。(詳細は議案書をご参照ください)

#### 第4号議案 平成22年度収支予算に関する件

米久保理事より、本年度収支予算に関する説明がありました。大枠では前年度の実績に準じた編成ながら、収入面で手堅く見込を立てたので、単年度では総収入2,518千円に対して、支出3,220千円となりました。今後の改善が課題と考えられます。

第5号議案 平成22年度役員選任に関する件

本来役員の任期は 2 年で改選に当たらないが、前述のように会長・副会長の辞任に、理事、監事についても退任者が出たので役員の改選を行いました。従って、新任の役員の任期は前任者の任期の残1年となります。

【会長候補者】 江藤 忠徳 【理事候補者】 奥田 康雄 横山 修三

(敬称略)

【監事候補者】なし(そのため、小林監事の健康上の理由による退任により、1名体制となります)

上記5議案について、順次審議が進められ全議案とも賛成多数で原案通り可決されました。

質疑については、田中 稔氏より、本年度の年会費予算の算出の根拠と会費未納者への対処について質問があり、 会費収入は、保守主義の原則に則り内輪に見積もり、堅実な予算とした。会費未納による退会該当者は4名であった、 との回答が米久保会計担当理事よりありました。

以上により、午後6時20分総会は終了し、続いて有志による懇親会がもたれました。

以上

# 新役員紹介



# 理事 横山修三 氏

微力ながら、信頼される士会を目指す理事会のために、お役に立ちたいと決意しております。

マンション管理士資格を取得したのは、自宅の管理組合理事長を2回、大規模修繕委員長を2回(2回目は現在進行中)、専門委員を17年間経験して、マンション管理組合運営に深く長く関与してきたことによります。

本会には、平成19年9月に入会し、現在は研修企画委員会、法務研究委員会、広報委員会、横浜支部に所属しています。昨年、新HP立上げ時に広報検討委員、その後広報委員に任ぜられ、課題が多い士会運営に強い関心を持つに至りました。

日常業務を持っておりますが、可能な限り理事としての役割期待にお答えする所存です。

顔写真は出来次第 掲載します。

# 理事 奥田康雄 氏

今度、理事の承認を頂き有難うございました。

当職が、是非にと考えています事が一点あります。それは、毎日の士業としての業務に励まれていることで忘れられています健康。健全なる肉体には、健全なる精神が宿る、又その逆も昔から言われてきていますように士会として年の行事に心の健康・体の健康として取り入れることができればと思います。皆様、宜しくお願いいたします。

最後になりますが、私の趣味は、鉄道です。(〇〇鉄と拘りません。)

**編集後記** 総会の日時が2月の末日となり、あわただ しい発行となりました。総会次第を中心に速報版をお届 けします。本来なら役員の改選等はない時期でしたが、 予期せぬ事態が重なり、今日のような状況を迎えまし 新任の役員を加え、新会長を中心に本部の体制を整え、 会の活動の向上のため、協力一致して努力してゆきた いと思います。

発行者:一般社団法人神奈川県マンション管理士会

編集者:広報委員会 本告保彦 設 立:2002 年 12 月 1 日

会 長:江藤 忠徳

http://kanagawa-mankan.or.jp

事務所: 〒231-0028 横浜市中区翁町 1-5-14 新見翁(シンミオキナ)ビル3階

電話&FAX 045-662-5471

e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp

た。内外ともに予測が難しい変化の激しい時代ですが、